

事務連絡
令和 7 年 9 月 4 日

各関係団体 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

業種別・作業別マニュアル等の周知について

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度から全面的に施行された労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制では、危険性・有害性が確認されている全ての化学物質について各事業場においてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき局所排気装置の設置、保護具の着用等労働者が取り扱う化学物質にばく露する程度を最小限にするための必要な措置を自ら選択し講じることが義務付けられました。また、令和 8 年度には対象物質が約 2900 物質に拡大します。

厚生労働省では、事業者の皆様が適切な化学物質管理を実施できるよう、業種・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキスト（以下、「マニュアル等」という。）の作成を行っております。

今般、労働災害が多く発生しているビルメンテナンス業、食料品製造業、飲食店等のマニュアル等を以下のとおり、厚生労働省のホームページで公表いたしましたので、貴団体の会員その他関係事業場等への周知に御協力賜りますようお願いいたします。

- ・厚生労働省 HP 業種別マニュアル及び化学物質管理マニュアル解説テキスト
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html)